

議案第 74 号 別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める陳情に対して
不採択を求める討論を行います。

今陳情は、実効性のある面会交流が可能になるよう、児童の権利条約やハーグ条約を例に、また民法の一部改正を挙げ、5 項目に渡る別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と関連施策の拡充を求めています。

具体的に法整備を求めている項目を見ますと、「子どもの連れ去り」についてはその文言の客観的なデータがない中で、どの行為をそうだと判断するのか難しい問題と考えます。また面会交流の拡充を挙げ、具体的には年間 100 日以上は離れている親子が会えることとするとしていますが、すでに東京高等裁判所において、父母の状況によっては、子どもの利益にならないと否定された日数が示され法整備を求めていくには無理のある内容が含まれていると判断せざるを得ません。また DV については、すでに DV 防止法が制定されていますが、DV は様々なハラスメントと同様に、その行為や程度によって DV か否か判断するものではないと認識しています。

また今陳情では、フレンドリーペアレントルールの導入について提案されていますが、現状の日本の法律では離婚した場合、子どもへの影響や子ども自身の意見が反映できるような子どもの立場に立って考える第三者的な機関がないために、もっとも尊重されなければならない子どもが中心になりえない現状で両親の意向だけで面会交流に関する法整備を進めるべきではないと考えます。

そもそも面会交流は子どもの権利であり、親の権利ではないことから、まずは子どもの権利や子どもの利益・福祉の視点から法制度を整えていくこと。子どもの代理人制度や守られていない養育費の取り立てなどを整えていくことが、子どもの幸せに通じるものと考えます。以上、様々に指摘しましたが、我が国においてはもっとも尊重されなければならない子どもの権利を実効的に保障する法制度が十分には整っていない中で、高裁の判決でも否定された内容も含んだ法整備を求めることはより慎重な検討が求められると判断する立場から、今陳情については不採択を求めるものです。

